技能労務職員の業務内容・給与等の見直しに向けた取組方針

1　現状

(1)　職種ごとの職員数，平均年齢，平均給与月額等及び民間従業員データ

区　分	旭　川　市				対応する民間の類似職種	民　間	
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額(A)		平均年齢	平均給与月額
全　体	419人	45.6歳	340,846円	387,877円	－	－	－
清掃職員	75人	43.4歳	318,055円	370,435円	廃棄物処理業従業員	43.3歳	299,800円
学校給食員	72人	44.7歳	342,103円	361,434円	調理士	42.5歳	248,200円
用務員	128人	45.7歳	346,921円	372,634円	用務員	53.9歳	227,200円
その他	144人	47.0歳	346,689円	423,732円	－	－	－

※「平均給料月額」とは，平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

※「平均給与月額(A)」とは，給料月額と毎月支払われる扶養手当，住居手当，時間外勤務手当などすべての諸手当の額を合計したものです。

※「その他」とは，電気ボイラー技能員，動物飼育員，機械操作員などです。

※民間データは，賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（平成16～18年の3ヶ年平均）

賃金構造基本統計調査は，企業規模10人以上で，①期間を定めずに雇われている労働者，②1ヶ月を超える期間を定めて雇われている労働者，③日々又は1ヶ月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち4月及び5月にそれぞれ18日以上雇用された労働者を調査対象としたものです。

※本市職員は正職員のみのデータであるため，技能労務職員等の職種と民間の職種等の比較にあたり，雇用形態，年齢，業務内容等の点において完全に一致しているものではありません。

(2)　年齢別職員数

区　分	18歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳
全　体	42人	103人	93人	181人
清掃職員	10人	26人	9人	30人
学校給食員	7人	16人	24人	25人
用務員	8人	32人	42人	46人
その他	17人	29人	18人	80人

(3)　その他給与に関する事項

ア　給料表

一般行政職と同じ行政職給料表（国家公務員の行政職俸給表(一)に準じたもの）の5級までを適用している。

イ　諸手当

扶養手当，住居手当，通勤手当，特地勤務手当，特殊勤務手当，時間外勤務手当，休日勤務手当，夜間勤務手当，寒冷地手当，期末手当及び勤勉手当をそれぞれ該当する職員に支給しています。

※諸手当の詳細は，ホームページ上の「旭川市の給与・定員管理等について」に掲載している。

ウ　昇給基準

毎年1月1日に前1年間の勤務成績に応じ4号給（55歳を超える職員は2号給）を標準として昇給を行っている。

2　基本的な考え方

技能労務職員が従事している職種や業務内容を見極め，技能労務職員の新たな採用を抑制する中で，他市の対応状況や業務処理の課題などを検討の上，業務全般の在り方を見直す。

3　具体的な取組内容

(1)　本市の業務内容全般を精査し，技能労務職員が従事する業務とその他の業務との明確化を図る。

(2)　職種の区分について，技能労務職員と技能労務職員ではない事務職員・技術職員との明確化を図る。

(3)　諸手当について，他市の支給状況，支給対象業務などを精査し，見直しを進める。

(4)　上記を検討した後，給料表について技能労務職員専用のものを持つべきか，現行の行政職給料表のままで対応すべきかを判断する。

4　その他

(1)　職員数削減の実績

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	計（削減率）
4月1日職員数	3,450	3,346	3,277	3,236	3,173	3,126	
うち技能労務職員	537	509	473	461	444	419	
削減数		104	69	41	63	47	324（ 9.4%）
うち技能労務職員		28	36	12	17	25	118（22.0%）

(2) 今後の予定

平成２０年度において，旭川市財政健全化プランの見直しを予定しており，その中で，技能労務職員の各業務全体の在り方についても，検討を進めていく考えであり，諸手当等の見直しと併せこの課題に対応していく。